

奈良県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 都祁名張線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
7 8 1	宇陀市室生上笠 間二九五二番一 先から	前	九・〇	六四七・六	新しいこま橋 L 二七・二 m
	宇陀市室生上笠 間三〇一四番一 先まで	A	四・七 、 一九・一	五七六・八	新しいこま橋 L 二七・二 m 笠間大橋 L 三二・〇 m
	宇陀市室生上笠 間二九九四番一 先まで	B	三〇・〇 、 九・〇		新しいこま橋 L 二七・二

後
B
三 ○ ・ ○
六 四 七 ・ 六
m L 笠間大橋 m 三 三 ・ ○